

租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（平成十八年三月三十一日^{金融}融^庁告示第六号）の一部を改正する件 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合）</p> <p>第二条 租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（以下「農林中央金庫等業務健全基準」という。）のうち、農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（以下この条において「事業譲渡」という。）により不動産に関する権利を取得した場合に係るものについては、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 事業譲渡に係る事業譲渡計画の実施により、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融^庁・農林水産省告示第四号）第二条及び第十四条に規定する基準に適合することが</p>	<p>（農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合）</p> <p>第二条 租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（以下「農林中央金庫等業務健全基準」という。）のうち、農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（以下この条において「事業譲渡」という。）により不動産に関する権利を取得した場合に係るものについては、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 事業譲渡に係る事業譲渡計画の実施により、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十三年十二月二十一日金融^庁・農林水産省告示第十五号）第一条及び第十二条に規定する基準に適合するこ</p>

見込まれること。

六・七（略）

（信用農業協同組合連合会が特定農業協同組合から信用事業の全部又は一部の譲受けにより不動産に関する権利を取得した場合）

第三条 農林中央金庫等業務健全基準のうち、信用農業協同組合連合会が特定農業協同組合から農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（以下この条において「信用事業の譲受け」という。）により不動産に関する権利を取得した場合に係るものについては、次のとおりとする。

一～四（略）

五 信用事業の譲受けに係る事業譲渡計画の実施により、信用農業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号）第二条及び第十条に規定する基準（次条第五号及び第五条第五号において「自己資本比率基準」という。）に適合することが見込まれること。

六・七（略）

とが見込まれること。

六・七（略）

（信用農業協同組合連合会が特定農業協同組合から信用事業の全部又は一部の譲受けにより不動産に関する権利を取得した場合）

第三条 農林中央金庫等業務健全基準のうち、信用農業協同組合連合会が特定農業協同組合から農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（以下この条において「信用事業の譲受け」という。）により不動産に関する権利を取得した場合に係るものについては、次のとおりとする。

一～四（略）

五 信用事業の譲受けに係る事業譲渡計画の実施により、信用農業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が、平成九年七月三十一日大蔵省・農林水産省告示第二十九号（農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件）第一条及び第七条に規定する基準（次条第五号及び第五条第五号において「自己資本比率基準」という。）に適合することが見込まれること。

六・七（略）